

第 1 種 法 令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：15:30～16:45（1 時間 15 分）

2 問題数：30 題（15 ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル（H B 又は B）、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰っていただいて結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験を中止させ、退場を命じます。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、記入欄以外の余白及び裏面には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（H B 又は B）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1 つの問い合わせに対して、1 つだけ選択（マーク）してください。2 つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）及び関係法令について解答せよ。

次の各問について、1から5までの5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 許可又は届出の手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 1個当たりの数量が10テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを業として販売しようとする者は、販売所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- B 表示付特定認証機器のみを業として賃貸しようとする者は、賃貸事業所ごとに、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 放射性同位元素又は放射性汚染物を業として廃棄しようとする者は、廃棄事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- D 陽電子放射断層撮影装置による画像診断に用いるための放射性同位元素を製造しようとする者は、工場又は事業所ごとに、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問 2 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出に関する次の文章の A ~ C に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「法第 10 条第 6 項に規定する政令で定める放射線発生装置は、次の各号に掲げるものとし、同項に規定する政令で定める放射線発生装置の使用の目的は、それぞれ当該各号に定めるものとする。」

- (1) A (原子力規制委員会が定めるエネルギーを超えるエネルギーを有する放射線を発生しないものに限る。) 橋梁 又は橋脚の非破壊検査
- (2) B (原子力規制委員会が定めるエネルギーを超えるエネルギーを有する放射線を発生しないものに限る。) 非破壊検査のうち原子力規制委員会が定めるもの
- (3) C (原子力規制委員会が定めるエネルギーを超えるエネルギーを有する放射線を発生しないものに限る。) 地下検層」

	A	B	C
1	変圧器型加速装置	ベータトロン	ファン・デ・グラーフ型加速装置
2	直線加速装置	シンクロトロン	ファン・デ・グラーフ型加速装置
3	変圧器型加速装置	マイクロトロン	プラズマ発生装置
4	直線加速装置	マイクロトロン	コッククロフト・ワルトン型加速装置
5	直線加速装置	ベータトロン	コッククロフト・ワルトン型加速装置

問 3 次のうち、密封されていない放射性同位元素の使用の許可のみを受けようとする者が、原子力規制委員会に提出する放射性同位元素の使用許可申請書に添えなければならない書類として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 予定使用開始時期及び予定使用期間を記載した書面
- B 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の主要部分の縮尺を付けた断面詳細図
- C 予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面
- D 使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設を中心とし、縮尺及び方位を付けた工場又は事業所内外の平面図

- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問4 次のうち、届出貯蔵業者が、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない変更事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵事業所の所在地
- B 放射性同位元素の種類
- C 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯蔵能力
- D 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問5 次のうち、放射性同位元素を業として販売しようとする者（表示付特定認証機器を業として販売する者を除く。）が、原子力規制委員会への届書に添えなければならない書類として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 法人にあっては、登記事項証明書
- B 放射線障害を防止するために講ずる措置を記載した書面
- C 販売の業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを明らかにする書面
- D 予定事業開始時期、予定事業期間及び放射性同位元素の種類ごとの年間販売予定数量（予定事業期間が1年に満たない場合にあっては、その期間の販売予定数量）を記載した書面

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

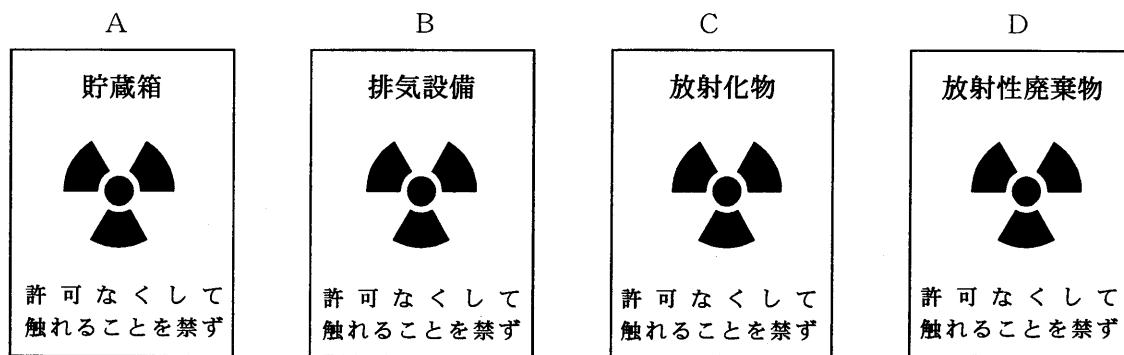
問6 使用の許可又は廃棄の業の許可を与えられない者に関する次の文章のA～Dに該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第5条 次の各号のいずれかに該当する者には、第3条第1項本文又は前条第1項の許可を与えない。

- (1) 第26条第1項の規定により許可を取り消され、取消しの日からA年を経過していない者
(2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、B以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後、A年を経過していない者
(3) C
(4) 法人であって、その業務を行うDのうちに前3号のいずれかに該当する者のあるもの」

	A	B	C	D
1	1	懲役	未成年被後見人	代表者
2	5	懲役	未成年被後見人	役員
3	3	罰金	被保佐人	取締役
4	2	罰金	成年被後見人	役員
5	3	禁錮	被保佐人	取締役

問7 次の標識のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は工業標準化法の日本工業規格によるものとし、その大きさは放射線障害防止法上で定めるものとする。



- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問8 使用施設の技術上の基準に関して、密封された放射性同位元素を使用する場合に、その旨を自動的に表示する装置及びその室に人がみだりに入ることを防止するインターロックを設けなければならない放射性同位元素の数量を示す記述として、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

<自動表示装置>		<インターロック>	
1	100 ギガベクレル以上	400 テラベクレル以上	
2	100 ギガベクレルを超える	400 テラベクレルを超える	
3	400 ギガベクレル以上	100 テラベクレル以上	
4	400 ギガベクレルを超える	100 テラベクレルを超える	
5	400 ギガベクレル以上	400 テラベクレル以上	

問9 許可証の再交付に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- B 許可証を汚した者が許可証再交付申請書を提出する場合には、その許可証をこれに添えなければならない。
- C 許可証を失った者で許可証の再交付を受けたものは、失った許可証を発見したときは、速やかに、再交付された許可証を原子力規制委員会に返納しなければならない。
- D 許可証を失ったときは、30日以内に、その旨を原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問10 次のうち、放射性同位元素装備機器を製造し、設計認証を受けようとする者が、原子力規制委員会又は登録認証機関に提出しなければならない申請書に記載する事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - B 放射性同位元素装備機器の使用の方法の説明書
 - C 放射性同位元素装備機器の名称及び用途
 - D 放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の種類及び数量
 - E 放射性同位元素装備機器の保管を委託する者の氏名又は名称
- 1 A B Dのみ 2 A B Eのみ 3 A C Dのみ 4 B C Eのみ 5 C D Eのみ

問 11 次のうち、施設検査を受けようとする者が原子力規制委員会又は登録検査機関に提出しなければならない書類として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 使用施設等の位置を明示した工場又は事業所の平面図
- B 使用施設等の実測平面図
- C 使用施設等の実測断面詳細図
- D 法人にあっては、登記事項証明書

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 12 定期確認に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封された放射性同位元素のみを使用する特定許可使用者は、設置時施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から5年以内に定期確認を受けなければならない。
- B 放射線発生装置のみを使用する特定許可使用者は、定期確認を受けることを要しない。
- C 密封されていない放射性同位元素のみを使用する特定許可使用者は、設置時施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から3年以内に定期確認を受けなければならない。
- D 許可廃棄業者は、設置時施設検査に合格した日又は前回の定期確認を受けた日から5年以内に定期確認を受けなければならない。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 13 管理区域から持ち出す放射性汚染物に係る表面の放射性同位元素の密度に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 塩素 36 の密度は、4 ベクレル每平方センチメートルを超えない。
- B セシウム 137 の密度は、4 ベクレル每平方センチメートルを超えない。
- C アメリシウム 241 の密度は、4 ベクレル每平方センチメートルを超えない。
- D キュリウム 244 の密度は、4 ベクレル每平方センチメートルを超えない。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 14 保管の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵施設においては、作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに貯蔵施設から退出しないこと。
- B 貯蔵施設のうち放射性同位元素を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止すること。
- C 貯蔵施設には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- D 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 15 A型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 開封されたときに見やすい位置に「放射性」又は「RADIOACTIVE」の表示を有していること。
- B 表面から 1 メートル離れた位置における 1 センチメートル線量当量率の最大値が 10 ミリシーベルト毎時を超えないこと。
- C 周囲の圧力を 60 キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。
- D 放射性同位元素の使用等に必要な書類その他の物品（放射性輸送物の安全性を損なうおそれのないものに限る。）以外のものが収納され、又は包装されていないこと。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 16 放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は、放射性同位元素の使用を開始する前に、予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- B 許可廃棄業者は、予防規程を変更しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- C 表示付認証機器のみを販売する届出販売業者は、販売の業を開始する前に、予防規程を作成し、原子力規制委員会に届け出なければならない。
- D 許可使用者は、予防規程を変更したときは、変更の日から 30 日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない。

1 A B C のみ 2 A B のみ 3 A D のみ 4 C D のみ 5 B C D のみ

問 17 教育訓練に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目について十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

- A 見学のため管理区域に一時的に立ち入る者に対する教育及び訓練は、当該者が立ち入る放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について施さなければならないが、時間数は定められていない。
- B 取扱等業務に従事する者であって、管理区域に立ち入らないものに対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前に行わなければならぬが、時間数は定められていない。
- C 放射線業務従事者に対する教育及び訓練は、初めて管理区域に立ち入る前及び管理区域に立ち入った後にあっては 1 年を超えない期間ごとに行わなければならぬ。
- D ガスクロマトグラフ用エレクトロン・キャプチャ・ディテクタ（表示付認証機器であるものは除く。）のみを使用する届出使用者が行う取扱等業務に従事する者に対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前及び取扱等業務を開始した後にあっては 1 年を超えない期間ごとに行わなければならない。

1 A C D のみ 2 A B のみ 3 A C のみ 4 B D のみ 5 B C D のみ

問 18 放射線業務従事者の健康診断の検査又は検診に関する次の記述のうち、医師が必要と認める場合に限り行わなければならないものとして、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 初めて管理区域に立ち入る前の検査又は検診のうちの皮膚
- B 初めて管理区域に立ち入る前の検査又は検診のうちの眼
- C 管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに行う検査又は検診のうちの皮膚
- D 管理区域に立ち入った後、1年を超えない期間ごとに行う検査又は検診のうちの眼

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問 19 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置に関する次の文章の [A] ~ [C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 23 条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者が法第 24 条の規定により講じなければならない措置は、次の各号に定めるところによる。

(1) 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、[A]への立入時間の短縮、[B]の禁止、[C]業務への配置転換等の措置を講じ、必要な保健指導を行うこと。」

	A	B	C
1 放射線施設	取扱等業務	放射線に被ばくするおそれの少ない	
2 管理区域	立入り	放射線に被ばくするおそれの少ない	
3 放射線施設	立入り	取扱等業務以外の	
4 管理区域	立入り	取扱等業務以外の	
5 管理区域	取扱等業務	取扱等業務以外の	

問 20 次のうち、密封されていない放射性同位元素及び放射線発生装置の使用をする許可使用者が、放射化物保管設備及び保管廃棄設備を設置した場合、備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素等の種類及び数量
 - B 貯蔵施設における保管に係る放射性同位元素及び放射化物保管設備における保管に係る放射化物の種類及び数量
 - C 保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量
 - D 廃棄に係る放射性同位元素等の種類及び数量
- 1 A B Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問 21 許可使用者等の合併等に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者である法人の分割の場合（当該許可に係るすべての放射性同位元素又は放射線発生装置及び放射性汚染物並びに使用施設等を一体として承継させる場合に限る。）において、当該分割について原子力規制委員会の認可を受けたときは、分割により当該放射性同位元素若しくは放射線発生装置及び放射性汚染物並びに使用施設等を一体として承継した法人は、許可使用者の地位を承継することができる。
 - B 届出販売業者である法人の分割の場合（当該届出に係る一部の販売所を承継させる場合に限る。）において、分割により当該販売所を承継した法人は、届出販売業者の地位を承継することができる。
 - C 届出使用者である法人の合併の場合（届出使用者である法人と届出使用者でない法人とが合併する場合において、届出使用者である法人が存続するときを除く。）において、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、届出使用者の地位を承継することができる。
 - D 届出賃貸業者である法人の合併の場合（届出賃貸業者である法人と届出賃貸業者でない法人とが合併する場合において、届出賃貸業者である法人が存続するときを除く。）において、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、届出賃貸業者の地位を承継することができる。
- 1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 22 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A その所有する放射性同位元素を輸出し、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。
- B その借り受けている放射性同位元素を輸出し、又は許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に返還すること。
- C 放射性同位元素による汚染を除去すること。ただし、廃止措置に係る事業所等を許可使用者又は許可廃棄業者に譲り渡す場合（当該廃止措置に係るすべての放射性同位元素等又は放射線発生装置及び放射線施設を一体として譲り渡す場合に限る。）は、この限りでない。
- D 放射性汚染物を許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者に譲り渡し、又は廃棄すること。

1 A B Cのみ 2 A Cのみ 3 A Dのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 23 所持の制限に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、その許可証に記載された種類の放射性同位元素をその許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持することができる。
- B 届出使用者が、その届出に係る放射性同位元素のすべての使用を廃止したとき、使用を廃止した日に所持していた放射性同位元素を、使用の廃止の日から3月間所持することができる。
- C 届出賃貸業者から放射性同位元素の運搬を委託された者は、その委託を受けた放射性同位元素を所持することができる。
- D 届出販売業者は、その届け出た種類の放射性同位元素を運搬のために所持することができる。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 24 危険時の措置に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 33 条 許可届出使用者等は、その所持する放射性同位元素若しくは [A] 又は放射性汚染物に関し、地震、火災その他の災害が起ったことにより、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合においては、直ちに、原子力規制委員会規則で定めるところにより、[B] なければならない。」

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を [C] に通報しなければならない。」

	A	B	C
1 放射線施設	応急の措置を講じ	原子力規制委員会又は都道府県知事	
2 放射線施設	応急の措置を講じ	警察官又は海上保安官	
3 放射線発生装置	応急の措置を講じ	警察官又は海上保安官	
4 放射線施設	健康診断を実施し	原子力規制委員会又は都道府県知事	
5 放射線発生装置	健康診断を実施し	警察官又は海上保安官	

問 25 放射線取扱主任者の選任に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 下限数量を超える密封された放射性同位元素のみを診療のために使用するときは、放射線取扱主任者として放射線取扱主任者免状を有していない診療放射線技師を選任することができる。
- B 表示付認証機器のみを業として賃貸するときは、放射線取扱主任者の選任を要さない。
- C 放射線発生装置のみを研究のために使用するときは、放射線取扱主任者として第 1 種放射線取扱主任者免状を有している者を選任しなければならない。
- D 10 テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを販売するときは、放射線取扱主任者として第 2 種放射線取扱主任者免状を有している者を選任することができる。

1 A と C 2 A と D 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 26 定期講習に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、定期講習を受けたことのない者を放射線取扱主任者に選任した場合は、選任した日から 3 年以内に定期講習を受けさせなければならない。
- B 表示付認証機器のみを業として販売する届出販売業者は、放射線取扱主任者に定期講習を受けさせることを要しない。
- C 届出使用者は、選任された後定期講習を受けた放射線取扱主任者に前回の定期講習を受けた日から 5 年以内に定期講習を受けさせなければならない。
- D 届出販売業者は、選任された後定期講習を受けた放射線取扱主任者に前回の定期講習を受けた日から 5 年以内に定期講習を受けさせなければならない。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 27 5 テラベクレルの密封された放射性同位元素を研究のためのみに使用している許可使用者において、放射線取扱主任者が海外出張することになった。当該放射線取扱主任者がその職務を遂行することはできないが、放射性同位元素の使用を継続することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 出張の期間が 10 日であったので、第 2 種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
- B 出張の期間が 30 日であったので、第 2 種放射線取扱主任者免状を有している者を、放射線取扱主任者の代理者として選任し、選任した日から 10 日後、原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- C 出張の期間が 30 日であったので、放射線取扱主任者免状を有していない医師を、放射線取扱主任者の代理者として選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
- D 出張の期間が 3 日であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 28 報告の徴収に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可取消使用者等は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 30 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- B 許可使用者は、放射性同位元素の使用における計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあっては 5 ミリシーベルトを超えるおそれのあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- C 届出使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- D 特定放射性同位元素を使用している許可使用者は、毎年 3 月 31 日に所持している特定放射性同位元素について、同日の翌日から起算して 6 月以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 29 管理区域の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 外部放射線に係る線量については、実効線量が 3 月間につき 1.3 ミリシーベルトを超えるおそれのある場所
- B 空気中の放射性同位元素の濃度については、3 月間についての平均濃度が空気中濃度限度の 10 分の 1 を超えるおそれのある場所
- C 放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度については、表面密度限度の 10 分の 1 を超えるおそれのある場所
- D 内部被ばくに係る線量については、実効線量が 3 月間につき 0.25 ミリシーベルトを超えるおそれのある場所

1 A B C のみ 2 A B D のみ 3 A C D のみ 4 B C D のみ 5 A B C D すべて

問 30 等価線量限度に関する次の文章の [A] ～ [E] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。ただし、次の文章中、「前条第4号に規定する期間」は「本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間」とする。

「第 6 条 規則第 1 条第 11 号に規定する放射線業務従事者の各組織の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- (1) 眼の水晶体については、[A] を始期とする 1 年間につき [B] ミリシーベルト
- (2) 皮膚については、[A] を始期とする 1 年間につき [C] ミリシーベルト
- (3) 妊娠中である女子の [D] については、前条第 4 号に規定する期間につき [E] ミリシーベルト」

	A	B	C	D	E
1	4月1日	150	500	腹部表面	5
2	1月1日	100	200	腹部表面から1センチメートル深部	2
3	4月1日	100	300	腹部表面から1センチメートル深部	1
4	1月1日	200	500	腹部表面から1センチメートル深部	5
5	4月1日	150	500	腹部表面	2







